甲山一郎後援会規約

第 1 条 (名称·所在地)

本会は、甲山一郎後援会と称し、主たる事務所を○○市におく。

第2条(目的)

本会は、甲山一郎氏を後援することにより〇〇〇 *(例:県政の発展と県民生活の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めること)*を目的とする。

第 3 条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1. 講演会、座談会の開催
- 2. 会報等の発行及び配布
- 3. 関係諸団体との連携
- 4. その他本会の目的達成のための必要な事業

第 4 条 (会員)

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第 5 条 (役員)

本会に次の役員をおく。

会 長 1 名

副 会 長 2 名

幹 事 若干名

会計責任者 1 名

監事2名

第6条(役員の選出及び任期)

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

第 7 条 (会議)

- 1 会長は毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を召集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を召集する。

第 8 条 (経費)

本会の経費は、会費(年額○○○○円)、寄附金その他の収入をもって充当する。

第9条(会計年度及び会計監査)

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書 を付して総会に報告する。

第10条 (規約の改廃)

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条(補則)

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附則

本規約は、令和 年 月 日より実施する。